

小規模私会社のための新しい法規制

—英国「現代会社法」最終報告書における簡素化—

A New Regime for Small and Private Companies

浮 田 泉*

Izumi UKITA

抄 録

英国会社法は、大会社に対する要求を中心として規定されているが、これらの規定の中には、小会社にとっては不適切または過剰負担となるものが数多くある。現代会社法最終報告書において、小会社が合理的な経営を行うために、書面決議や取締役の権限、秘書役の選任、紛争の解決等に関して簡素化することが勧告されている。

1. はじめに

英国の the Act (会社法) は、大規模公開会社 (larger, public-owned companies) に対する要求を中心として規定されている。しかし、会社の大多数を構成しているのは小規模私会社 (small and private companies) である。会社法の実質的な大部分は、コーポレートガバナンス、すなわち会社の意思決定方法に関する要件を通じて株主を保護することに関係し、また、第三者(とりわけ、債権者)を保護するために設定された広範な規定が含まれる。しかし、これらの規定の中には、小会社にとっては不適切または過剰なものがある。小会社とは、売上高£4.8百万未満(現行£2.8百万)、貸借対照表資産総額£2.4百万未満(現行£1.4百万)、従業員50人未満の会社を指している。

小会社に特に関連する company law (会社法) の重要規定は、the Act には含まれないものがあり¹⁾、その規定は小会社にとって過剰な負担を課している。また、そのような負担を免除されるためには、特別な手続きが必要となっている。そこで、小規模私会社が合理的な経営を行うための新たな簡素化された法規制の策定にあたって、company law の枠組みを変更する勧告が行われた。本稿においては、その最終報告書²⁾で示された小規模私会社の執行についての簡素化に限定して要約する。

* 関西国際大学経営学部

2. 私会社の執行に関する簡素化

2. 1 書面決議

書面決議は、私会社が株主総会を招集することなしに決議を通過させることができるので、迅速で効率的な手段を提供する。現在のところ、書面による決議は全会一致の場合にのみ、可決される。少数株主は株主総会において、単純な多数決による決議を阻止することができないので、その書面決議の有用性は、決議に必要な得票差をより少なくすることで、大いに改善されるであろうと考えられる。しかしながら、そのためにはすべての株主が完全な情報を保持している状態に保つことが重要である。そこで勧告された内容は、次の6点に要約できる³⁾。

- ① 書面による決議で可決する一般的必要条件は、特別決議は投票有資格者の75%の賛成、通常決議は単純多数の賛成に変更する。
- ② 通過した決議とすべての通告は、株主に送付される。
- ③ 手続きを単純化し、迅速性を維持するために、複雑な通告要件は避ける。
- ④ 会社は、より高い得票差を要求したり、より厳しい通告手続を含む厳格な手続きを、その機構に取り入れることが可能である。
- ⑤ 有用な効果をもたらさない書面決議について、監査人に通知するという現在の要件は廃止されるべきである。
- ⑥ すべての決議は、第三者が総会で聴講する権利を持つ2つの事項(取締役の解任と監査人の解任)を例外として、書面による手続きが認められる。

2. 2 株の割当に関する取締役の権限

取締役は、株主あるいは会社の規約によって権限を与えられていなければ、株を割り当ててはならない。公開会社にのみ適用される第2号指令を施行したとき、この条項は私会社に対しても課されることになった。しかしその条項は、ほとんどの私会社の現在のニーズと業務を反映しているものではない。したがって、次のような勧告が行われた⁴⁾。

- ① 株の割り当てに関する株主承認の事項(セクション80)は、私会社には適用しない。ただし、異なる種類の株式の相対的な力による権限外の変更を妨ぐために、複数種類の株式を発行している場合、または後で複数種類の株式を発行する予定の会社は、セクション80を適用し続けるべきである。
- ② 取締役は、償還可能な株の換金期間と条件の詳細を会社庁に提出する申告書に含めると決定することができる。

2. 3 会社の秘書役の要件

すべての公開会社と私会社は、秘書役を選任しなければならない。しかし、私会社の秘書役として適切な資格あるいは経験の条件はなく、秘書役の任務および役割の定義もない。取締役が複数存在するような会社の場合は、取締役が秘書役を兼ねているかもしれない。したがって、秘書役を選任する負担は、取締役が1名しか存在しないような小会社に課されることになる。実際には、小会社は秘書役の役割あるいは機能を外部アドバイザーと契約するか、あるいは家族にそのポジションに就くように指名することになるだろう⁵⁾。

適切な資格を持った秘書役が、多くの私会社に非常に貴重なサービスを提供することができるが、秘書を選任するための会社法の条項は、ほとんど効果をもたらさない過剰な負担を課すことは、明確であるように思われる。秘書サービスを使用すべきかどうかは、法律を前提にするよりもむしろ市場によって決定されるべきである。したがって、私会社で秘書役を任命しなければならないという条項は廃止されるべきであることを勧告している。これは、秘書役が通常実行する機能を遂行しなければならないという会社の義務を解くことを意味するものではない。しかしながら、この勧告は会社内部の管理上の取り決めによって、会社により大きい柔軟性を与えることができる。私会社の選択によって、会社法の条項に基づいて取締役あるいは秘書役に任命するか、または実務の問題として秘書役が実行するそれらの機能を遂行するように指名することが可能である。秘書役に指名された場合には、現行会社法の下で秘書役がもつ最大限の権威をもって、その機能を遂行できるだろう⁶⁾。

3. 利害の衝突

3. 1 取締役の利害関係

取締役が会社との契約において、重要な利害関係、あるいは潜在的な利害関係がある場合には、他の取締役が潜在的な利害の衝突に気付くように、取締役会においてそれを明らかにしなければならない。この条項は、取締役が1名の会社にとっては、明らかに効果がない。機構の完成 (Completing the Structure) の中で、取締役が1名というようなケースでは、どのように対処すべきであるかについて、次の代替案を示して意見が求められた。

- ① この条項を適用すべきではない、すなわち財務レポーティングと計算書類の他には公表しない。
- ② 後に何らかの追加的形式で公表しなければならない。
- ③ 取締役の委任から遅滞なく、株主に公表しなければならない。

甚だしく制約が多いことを根拠として、取締役が特定タイプの取引に対して、利害関係を含む一般的な発表を阻止するかもしれないので、事前に株主に公表するという提案を選択せずに、後に公表するアプローチが選択された⁷⁾。

意見を求められた多くの人は、委任する前に株主への公表を必要とすることについて、実務的な問題があり得ることを示唆した。さらに、取締役1名の会社の株主にとって何が適切であるかについて、株主が委員会レベルでのいろいろな意見に対して保護されていないということを認めた。もし株主がこのような保護を望むなら、複数名の取締役を指名することができる。さらに、もし株主が単独の取締役の利害関係を明らかにすることを望む場合には、会社の規約にこのような義務を含めることができる。これらの議論を考慮に入れて、単独の取締役に關しては、会社法の条項を適用すべきでないことが勧告された⁸⁾。

3. 2 株主論争のための仲裁

機構の完成において、議論の中で株主論争における告訴の負担を減らすために、重要な要求を示したことが指摘された。そして調停を含む代替的紛争解決(ADR)スキームの創造が、問題解決のキーとなることが指摘された。もし特別のスキームが利用可能であるなら、論争に關係している人物と法廷の両方がアクセスを求めるか、あるいはそれを奨励することが容易になるであろう。このような状況で、ADRに賛同する法的仮定、あるいは不当にADRを利用できなかった株主に対するコストが不必要になることがわかる⁹⁾。

さらに熟慮する目的で、ADRプロバイダとの論議を開催する必要性を認識し、主なADRプロバイダや、株主論争についてADRを容易にすることに興味を表明した法律協会との議論が行われた¹⁰⁾。重要な結論は、会社と株主に対して、迅速に、そして必要最小限のコストで、論争を解決する手段を提供するための施設が存在するということである。ADRに対しての信頼性を拡張して、そしてその継続を奨励するために、2つの主なステップが必要である¹¹⁾。

- ① 第1に、關係者が告訴に最も早い段階でADRを選択肢として選ぶことができるように、ADRに対する認識と接近しやすさを増進すべきである。ADRプロバイダは論争がエスカレートする前に、多くの論争を沈静させて解決できる調停のような、利用可能な方法を作るために必要なリソースの多くをすでに持っていると考えられる。政府が、中小企業サービスのようなそれ自身のリソースと、法律専門家と同業組合のような非行政組織を利用し、論争が告訴の段階に到達する前に、ADRについての広報のプログラムと紹介機構を組み立てることが勧告される。
- ② 第2に、ケースが告訴の段階に達した場合には、關係者は客観的に考え、そして可能な場合にはADRを利用するように奨励されなければならない。新しい民間の手続き的規則が、法廷にこのような奨励を適用する手段を提供する。そしてこのアプローチが適切なケースで、積極的に利用されるべきであることが勧告される。

もし政府が、提案したプログラムに着手するなら、ADRのすべての形式に対しての訴訟当事者の信頼性が増すであろう。しかしながら、告訴の段階において、特に仲裁に対しての信頼性を改善することが必要だと考える。もし法廷と法律専門家によって尊重される1つ以上の仲裁案が存在するなら、特に論争がADRの他の形式の範囲を越えて進行したところで、仲裁の利用はますます魅力的な選択として見られるであろう。政府が、特に株主論争のために設計された仲裁案

を確立するために、仲裁案提供者と共に機能することが勧告される。

もしこれらの段階がとられるなら、法的な推測あるいは代償による制裁を通して、the Act を促進する必要はない¹²⁾。

3. 3 モデル法

フレームワークの展開において、一般に述べられる定款と基準の条項に代わって、新しいモデル法の適用を勧告する6つの原則が述べられた。このモデル法は、公開会社にも私会社にも適用される現在の表 A とは違って、特に私会社のために設計されている。6つの原則¹³⁾は、次に示すとおりである。

- ① モデル法は、中立で実行可能であり、そして会社の大多数が持つことを望むであろうと思われるデフォルトの規則を提供すべきである。
- ② モデル法には、会社が改正したり除外したりすることができないことは何もない。
- ③ 新モデル法は、会社法あるいは他の法律の中で条項が繰り返されることが推測される。
- ④ 同じ問題に関して、代替のデフォルト条項を放棄することが推測される。
- ⑤ モデル法で明らかに欠陥を償うことができる表 A の条項は、モデル法に移されるべきである。
- ⑥ 条項は法律の変更を反映するために、近代化されるべきである。

フレームワークの展開の中で、附則 D が6原則を考慮に入れて、表 A の規則に対する変更の提案を含んでいた。さらに、現行の表 A の3つの規則が削除されるべきであることが勧告されている¹⁴⁾。

- ① 株式の先取特権と買取請求と失権。これは複雑で、そしてほとんど私会社には利用されない(レギュレーション8からレギュレーション22)。
- ② ローテーションによる取締役の退職。これは、ほとんどの私会社には不適當である(レギュレーション73からレギュレーション80)。
- ③ 条項によって認可を必要とするある特定の処理。新しい資本維持の条項では不必要になると想定される(レギュレーション32からレギュレーション35)。

完成した機構の中で、新しい会社がモデル法の修正版を採用するとき、モデルからそれらの規制を詳しく明らかにするように要求されるべきであるかについて、さらに意見が聴取された。現在、会社が複雑な書類を提出するので、表 A の参照から規制を組み込むかもしれない。新しい提案は、意見を求められた大多数によって支持された。会社を所有、運営し、取引する者にとって、それが透明性を増すであろうと信じられた。なおそれは、法律専門家の一部からも関心を持たれた。その法律専門家は、アドバイスしている会社の弁護士がモデル法に精通するであろうと指摘した。そして照合によってその一部を採用する方法は、法律顧問が速く会社の規制を調べることを可能にすることを指摘した。しかし、もし弁護士が規制に精通しているなら、標準的な規制を読むことについての負担はあまり大きいと思えないが、全体として書類を解釈することについての訓練に、よく慣れているクライアントのためには若干の利点があるだろう。会社規約の利用者の大多数は弁護士ではなく、また完全なモデル法を持たないであろう。大多数の利用者のために、統合された本文を持つことに真の利点がある。

すべてを考慮に入れて、会社が規約の整理統合版を準備することを勧告している¹⁵⁾。

4. 小規模私会社と所有者管理会社

4. 1 小規模私会社のニーズ

現在の制度は、私会社が全会一致の決議によって、会社法のある特定の要求事項の排除を選択することを認めている。適用免除の選択制度が、特に小規模私会社に適切であるとすれば、現在のアプローチはこのような会社にわずらわしい手続きを経るように要求する。したがって、会社が異なった制度を選択しないなら、会社の設立時に、選択制度の要素が自動的に適用されるべきであることを勧告している¹⁶⁾。これを根拠にして、新しい私会社のためのデフォルトには、会社法の次の条項が当てはまらない。

- ① 年次株主総会を開くための必要条件
- ② 株主総会で、毎年計算書類を提出する必要条件
- ③ 株主総会で、毎年、監査人を再任するための必要条件

さらに、株主総会直前の通知で承認に必要とされる大多数は、95%から90%に変更されるであろう。株を割り当てる権限を得るための取締役の必要条件が、単に私会社のためには適用されるべきでないことが勧告された¹⁷⁾。

会社は、設立時でもその後でも、計算書類の提出と監査人の指名を行う年次株主総会で、会社法の条項を選択することができるだろう。実際は、会社が年次株主総会で、監査人の指名と計算書類の提出の両方を選択することになるであろう。さらに、個々に選択されるこれらの条項を認めるために必要な適応は、不必要に複雑である。これらの理由によって、会社法はただ会社にパッケージとして、年次株主総会と計算書類の提出を選択することを認めるのみであることを提案する。しかしながら、監査人の選任がこのパッケージに含められるということの意味するのではない。それで、多くの私会社は、法定監査を受けるという要求事項から免除を主張することが可能であろう。これによって、会社が免除を主張しないか、例えば会社法の異なった条項を満たす等の他の理由によって、監査人を選任する場合には、年次株主総会と計算書類の提出とは別に、監査人の任命を選択するかどうかを決めることが可能であろう。株主総会と同様に、書面による決議によって監査人選任を行うことは可能であろう¹⁸⁾。

会社設立後に、会社法の条項を選択すると決定した時には、通常決議が必要とされる。これは、単純大多数の株主が、会社法の特別の条項が適切であると考えるときに、会社がそれらの条項を採用することを保証するであろう¹⁹⁾。

会社設立時、および設立後に会社法の条項を選択した場合でも、その決定を覆してその条項の選択をやめることを可能にすることが勧告されている。追加的な保証条項の維持を望むあらゆる重要な少数株主を保護するために、通常決議よりも必要な得票差をより大きくすべきであると主張されている。

したがって、会社法の条項から離脱するどのような決定でも、特別な決議の適用を受けるべきである²⁰⁾。

現時点で、会社が年次株主総会で計算書類の提出と監査人の選任を行わないなら、個人の株主は、毎年株主総会を開催するか、監査人の再任を熟慮するための総会を開催することを強く要求するだろう。これらの保護も残しておくべきことが勧告されている²¹⁾。

4. 2 所有者管理会社

所有者管理会社については、意見の聴取に基づいて特別なモデルの形式を発展させることが望ましくないと結論づけられた。しかしながら、完成した機構において、所有者管理会社が、純粋に株主保護のために設計される会社法のすべての条項から解放されるべきである、といういくつかの提案があった。会社が成長するために投資を惹きつけるために、会社が株主を拡大しようとする場面で直面するであろう問題に対する解決を提供しなかったとコメントし、会社法のあらゆる特定条項に関することを提案をするよう依頼したが、本質的な提案を受けなかった²²⁾。

5. おわりに

企業環境の変化によって、会計基準は拡大化の一途をたどっているが、この会計基準は、主として大会社に焦点をあてたものであり、中小会社にとっては「会計基準の過重負担」となっている。そこで、中小会社会計基準の議論が行われるようになり、1997年11月、英国会計基準審議会は「小規模事業体に対する財務報告基準」(Financial Reporting Standard for Smaller Entities : FRSSE)を公表した。さらに、Company Lawの改正に関する最終報告書は、①私会社の執行を簡素化する、②持分投資を促進するような仕方で少数派の権利を保護し、会社の経済活動を阻害する不適切な少数派の行動を制限する、③会社法(the Act)の規定の中で、主としてまたは部分的に第三者を保護するためのものであり、私会社には不適切か過剰であるもの(主に資本維持と会計と監査)に関しては規制緩和する、④小規模私会社に適用される規定が容易に識別されるような仕方で、新しい法律をドラフト化することを勧告している。

この最終報告書は、株主数に基づく経済基準、あるいはその他の基準によって定義された小会社のカテゴリーに対して適用するより、むしろすべての私会社に対して規制撤廃の処置を適用すべきであるとされている。

注・引用文献

- 1) the Actに含まれない部分は、主としてコモンローに見出される。
- 2) The Company Law Review Steering Group: “MODERN COMPANY LAW For a Competitive Economy” Final Report, June, 2001.
- 3) *ibid.*, par.4.3

- 4) *ibid.*, par.4.5
- 5) *ibid.*, par.4.6
- 6) *ibid.*, par.4.7
- 7) *ibid.*, par.4.8
- 8) *ibid.*, par.4.9
- 9) *ibid.*, par.4.10
- 10) 主な ADR 提供者として, Centre for Dispute Resolution, Chartered Institute of Arbitrators, Faculty of Mediation, Academy of Experts などが挙げられる。
- 11) *ibid.*, par.4.11
- 12) *ibid.*, par.4.12
- 13) *ibid.*, par.4.13
- 14) *ibid.*, pars.4.14 - 4.15
- 15) *ibid.*, par.4.16
- 16) *ibid.*, par.4.17
- 17) *ibid.*, par.4.18
- 18) *ibid.*, par.4.19
- 19) *ibid.*, par.4.20
- 20) *ibid.*, par.4.21
- 21) *ibid.*, par.4.22
- 22) *ibid.*, par.4.23

参考文献

- 1) 菊谷正人:「英国における企業結合会計の展開」『経理研究』第46号 中央大学経理研究所 2002年
- 2) 菊谷正人:「企業結合会計の課題」JICPA ジャーナル No.572 2003年
- 3) 白石和孝:『イギリスの暖簾と無形資産の会計』税務経理協会 平成15年
- 4) 田中弘, 原光世訳:『イギリス財務報告基準』中央経済社 平成6年
- 5) 田中弘, 原光世訳:『イギリス会計基準書(第2版)』中央経済社 平成6年

Abstract

The Act is prescribed around the demand for the larger, public - owned companies. But, it is inappropriate or excessive burden for the small and private companies in these regulations. It is recommended something in the final report of the modern company law. It recommend on simplifying it about written resolution, the directors' authority, requirement for a company secretary, conflicts of interest, so that a small company can do rational management.